

定期預金

平成 28 年 7 月 8 日現在

商品名 (愛称名)	定額複利預金 (フリーハンド)
販売対象	・個人のみ
期 間	・3 年、4 年、5 年の定型式 預入時の申し出により自動継続(元金継続・元利金継続)の取扱ができます
据置期間	・6 カ月
預 入	
①預入方法	・一括預入です
②預入金額	・1,000 円以上 1,000 万円未満です ただし、総合口座は 1 万円以上です
③預入単位	・1 円単位です
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。ただし、6 カ月の据置期間終了後は元金の一部支払い(1 万円以上 1 円単位)が可能です
利 息	
①適用金利	・固定金利で、元本による 2 段階と預入期間による 6 段階の中で適用します ・元本による 2 段階は 300 万円未満と 300 万円以上で区分します ・預入期間による 6 段階は 6 カ月以上 1 年未満、1 年以上 2 年未満、2 年以上 3 年未満、3 年以上 4 年未満、4 年以上 5 年未満、5 年で区分します
②利払方法	・満期日以後に一括して支払います
③計算方法	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算の 6 カ月複利にて計算します
税 金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
手数料
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱	・据置期間中に解約する場合は、解約日の普通預金利率
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・自動継続時の利息組入れにより、新元金が 1,000 万円以上となる場合は引き続き自動継続が可能です。 ・自動継続時に本預金の取扱いが行なわれていない場合、同期間のスーパー定期預金に自動切替えとなります ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます) ・取扱い期間限定商品です 詳しくは窓口にお問い合わせください

(1/1)

預-16